平成２２年（フ）第３１５６号
愛知県日進市岩崎台２丁目602番地　ロイヤルタウンＢ棟W
債務者　植山　政光
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５７号
愛知県日進市岩崎台２丁目602番地　ロイヤルタウンＢ棟W
債務者　植山　純子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１１号
愛知県半田市栄町４丁目37番地　コーポならわH号
債務者　竹内　友宏
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２２７号
名古屋市西区平出町75番地　広美荘102号
債務者　戸嶋　文仁
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５９号
名古屋市中区栄１丁目29番９号　ユーステージ栄４Ｂ号
債務者　岸　　和子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７７号
愛知県岡崎市大門３丁目34番地７　トゥインクル大佳Ａ101、住民票上の住所愛知県安城市花ノ木町15番５号　第５グリーンパールビル１－Ｅ
債務者　大江　和俊（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
兵庫県姫路市岡田104番地１　第１手柄マンション106号
債務者　金　　信佑
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８０号
兵庫県姫路市菅生台14番地　六角住宅６－403
債務者　大矢　　力
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８３２号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1302番地５、従前の住所兵庫県姫路市白浜町丙445番地１
債務者　香西多喜男
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４０号
兵庫県高砂市曽根町3059番地の11
債務者　竹中小夜子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４９号
兵庫県朝来市生野町竹原野466番地40、従前の住所兵庫県朝来市和田山町駅北25番地15　サンモールフラット椿201
債務者　小笠原政子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５３号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒116番地　飾磨中村コーポＡ－５号
債務者　津田　忠人
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８６６号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目107番地２
債務者　平井　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４０８号
広島市東区福田５丁目1759番地１　102
債務者　大上　千晶
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１０号
広島市佐伯区五日市中央４丁目８番37－９号203号、申立時の住所広島市佐伯区薬師が丘２丁目26番３号
債務者　エフ・オー・エムこと　高橋　一幸
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５４号
広島市中区千田町３丁目９番６－204号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６０号
広島市西区中広町３丁目２－１－506号、住民票上の住所福岡県北九州市小倉北区上到津４丁目18番１号
債務者　井塚　則夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　広島地方裁判所民事第４部